

平成27年第3回竹原市議会定例会議事日程 第4号

平成27年9月24日(木) 午前10時開議

会議に付した事件

- 日程第 1 議案第44号 損害賠償の額を定めることについて(総務文教)
議案第45号 竹原市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例案(総務文教)
議案第46号 竹原市税条例の一部を改正する条例案(総務文教)
議案第48号 竹原市職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例案(総務文教)
議案第49号 竹原市個人情報保護条例の一部を改正する条例案(総務文教)
議案第52号 平成27年度竹原市一般会計補正予算(第2号)(総務文教)
- 日程第 2 議案第47号 竹原市手数料条例の一部を改正する条例案(民生産業)
議案第53号 平成27年度竹原市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)(民生産業)
議案第54号 平成27年度竹原市介護保険特別会計補正予算(第1号)(民生産業)
- 日程第 3 報告第 6号 竹原市の健全化判断比率及び資金不足比率について
- 日程第 4 議案第50号 平成26年度竹原市歳入歳出決算認定について
- 日程第 5 議案第51号 平成26年度竹原市水道事業決算認定について

平成27年9月24日開議

(平成27年9月24日)

議席順	氏名	出席
1	今田佳男	出席
2	竹橋和彦	出席
3	山元経穂	出席
4	高重洋介	出席
5	堀越賢二	出席
6	川本 円	出席
7	井上美津子	出席
8	大川弘雄	出席
9	道法知江	出席
10	宮原忠行	出席
11	北元 豊	出席
12	宇野武則	出席
13	松本 進	出席
14	脇本茂紀	出席

職務のため議場に参加した者は、下記のとおりである

議会事務局長 西口広崇

議会事務局次長 住田昭徳

説明のため議場に参加した者は、下記のとおりである

職 名	氏 名	出 欠
市 長	吉 田 基	出 席
副 市 長	細 羽 則 生	出 席
教 育 長	竹 下 昌 憲	出 席
総 務 部 長	中 川 隆 二	出 席
市 民 生 活 部 長	今 榮 敏 彦	出 席
建 設 産 業 部 長	谷 岡 亨	出 席
教 育 委 員 会 教 育 次 長	久 重 雅 昭	出 席
公 営 企 業 部 長	宮 地 憲 二	出 席

午前9時56分 開議

議長（北元 豊君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1

議長（北元 豊君） 日程第1，議案第44号損害賠償の額を定めることについてから議案第52号平成27年度竹原市一般会計補正予算（第2号）までの6件を一括議題と致します。

本件は総務文教委員会に付託となっていたものであります。よって、委員長の報告を求めます。

3番山元経穂総務文教委員長。

総務文教常任委員会委員長（山元経穂君） 失礼致します。

委員会審査報告。

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定致しましたから、会議規則第110条の規定により報告致します。

議案第44号損害賠償の額を定めることについて、原案どおり全会一致で可決、議案第45号竹原市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例案、原案どおり全会一致で可決、議案第46号竹原市税条例の一部を改正する条例案、原案どおり全会一致で可決、議案第48号竹原市職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例案、原案どおり全会一致で可決、議案第49号竹原市個人情報保護条例の一部を改正する条例案、原案どおり全会一致で可決、議案第52号平成27年度竹原市一般会計補正予算（第2号）、原案どおり全会一致で可決したものを報告致します。

竹原市議会議長北元豊様へ。

議長（北元 豊君） 報告が終わりました。

これより委員長報告に対する一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

13番松本議員。

13番（松本 進君） それでは、質問しておきたいと思います。

マイナンバーに伴う質問をしてみたいと思うんですけれども、先ほど委員長報告でも第45号議案、第46号議案、第49号議案、原案どおり全会一致で可決という報告でありました。ここで改めてお聞きしたいことがあるのは、私もマイナンバーに伴う質問を総括質問とか総務委員会でも質問しましたが、市長答弁は竹原市民の個人情報に完全に保護できるのか、個人情報の漏えい、悪用に対する万全な対策をとっているから、市民のプライバシー、これは侵害されない、悪用されることはないという竹原市としての対策や説明が私は極めて不十分だと、これでは市民の不安を解消できる状態ではないというふうに思っています。

そこで、委員長にお尋ねしたいのは、総務文教委員会では竹原市民の個人情報の完全な保護や市民の不安を解消する対策がどのようにとられているのか、この認識について1点目にお尋ねしたい。

2点目は、マイナンバー制度そのものに対する市民の周知や市内企業者の個人情報保護義務に対する準備状況と伺いますか、これについてどのように認識、あるいは対策がとられているのかということだけをお聞きしたいと思います。

議長（北元 豊君） いいですか。山元委員長。

総務文教常任委員会委員長（山元経穂君） 質問にお答えする前に、議事進行をかけるほどのことではないとは思いますが、議長において整理をよろしくお願い致したいと思います。

今御質問があった松本議員さんは大変真面目で、第1回目の委員会も傍聴にお越しになられておりました。また、その際に行われた委員外議員の質問も、今松本議員本人がおっしゃられたように、委員外議員でこの第45号議案に対して質問もされています。ということは、1回目の委員会の内容を熟知しているものだと判断致します。また、松本議員さんは大変真面目なので、第2回の委員会の方も傍聴にお越しになられておりました。ということでありましたなら、全ての委員会の過程を存じ上げてると思いますが。委員長報告というものは、報告に対する質疑というものはその経過を説明するものであって、今の質問が果たしてそれに適しているかどうか、これは議長で整理のほどをお願い致します。

また、この言い方であれば、松本議員の1回目の質問の権利を奪ったものではないので、議長の方に整理をお願いしたいと思います。

議長（北元 豊君） 委員長、お願いしておきます。

委員会での質疑の内容について答弁をお願いしたいと思います。

総務文教常任委員会委員長（山元経穂君） だから、そのあたりの整理をお願い致したいと思います。

議長（北元 豊君） 暫時休憩致します。

午前10時02分 休憩

午前10時30分 再開

議長（北元 豊君） 休憩を閉じて会議を再開します。

松本議員に対して、委員長に対する質疑に対して、認識でなく報告について委員長に求めます。

山元委員長。

総務文教常任委員会委員長（山元経穂君） 委員長への経過報告ということではございますが、確かに松本議員さんが言われるように、この制度に関しては様々な不安もあるとは思いますが、その中で、本市におかれましては総務の委員会の委員の質問過程において、その辺の様々な不安に対してどのような対応をするかということではいろいろな質疑が交わされました。その中でも、ファイアウォールを用いてインターネットからの情報流出を防ぐことに万全を尽くしたり、またこういう問題で一番多くのことが起こるとするのはヒューマンエラーの話ではないかと思えます。それに対しては、全職員の対象研究会を開いて個人の情報管理の徹底を図るということで答弁を頂いております。

そのような過程の中で、先ほども申し上げましたが、原案どおり全会一致で可決致しました。

以上です。

議長（北元 豊君） 松本議員。

13番（松本 進君） 私は、今委員長報告の説明がありましたけれども、基本的なところはマイナンバーの導入、これは国の制度なんですけれども、これによっていろんな情報がそこにリンクして運用されるということに対して、いろんな個人情報の漏えいとか悪用とか、それに伴うプライバシーの侵害ということは断じてあってはならないという大きな不安の声は確かにあります。ですから、私が確認してわざわざこの場で求めたかったのは、マイナンバー制度に伴う地方自治体としての議案が、先ほど総務委員会では3件、議案第45号、議案第46号、議案第49号のそれぞれの竹原市としての条例を制定する議案が出ます。ですから、私はマイナンバー制度は国の制度なんだけれども、個人情報の保

護は市長が最大限責任を持たなくてはならないと、保護の責任を持たなくてはならないということで、その委員会なり総括質問でしたけれども、保護は完全にできるよという担保が私はなかったということを最初の質問で申し上げました。それで、委員会の分でも基本的に100%完全に保護できるということも一言ありません。ですから、私はこういったマイナンバー制度そのものに対しては大変問題があるということだけを、2点目の質問になるんかあれですけれども、大変委員会としても問題があるんじゃないかということにさせて頂きたいと。

議長（北元 豊君） 山元委員長。

総務文教常任委員会委員長（山元経穂君） 今松本議員から、委員会としても問題があるのではないかという話がありましたが、当委員会において全会一致で原案どおり可決したものでございます。当委員会は責任を持って可決しております。

以上です。

議長（北元 豊君） これをもって質疑を終結致します。

これより一括討論に入ります。

松本議員。

13番（松本 進君） 私は、マイナンバー制度に伴う市としての条例案、第45号議案、第46号議案、第49号議案が出されており、この3件に伴う議案については反対をしたいというふうに思います。

国のマイナンバー制度に伴いますけれども、竹原市民、生活暮らしの全般に関わる個人情報、すなわち医療や年金や介護、税務や教育や子育て等々、完全に保護できるのかと、市民の個人情報の漏えいによるプライバシーの侵害や悪用は本当に防止できるのかと、この市民の不安に応える市長の明確な説明や答弁がありませんでした。マイナンバー制度の導入で、竹原市民の個人情報漏えいや悪用、プライバシーの侵害は断じて許されないと私は考えます。各種の世論調査等でも不安が多く出されました。共同通信の全国世論調査、8月上旬から9月上旬にかけての調査ですけれども、60%の自治体が安全対策に不安があると明確に答えておるし、さらに個人情報の流出に懸念があるという報道もされていることも事実であります。専門家からは、役所間で情報をやりとりする途中にある中間サーバーには、他機関から照会を受けた際、提供できるように常時個人情報の副本、いわゆるコピー、これが保存されている。特に地方公共団体が設置する中間サーバーは、経費節減やセキュリティ対策、運用の安定性確保の観点から、全国2カ所に共同集約が図られ

た。ここがサイバー攻撃を受けた時に、大量の情報が一網打尽に漏れるのではないかという懸念が専門家からも報告されているところです。私は、このようにマイナンバー制度は、1つは個人情報をも100%漏れ防止する完全なシステムの構築は不可能だと考えます。2つ目には、個人情報の漏れ流出は市民生活に重大な悪影響を与え、プライバシーの侵害という深刻な事態を招くことは明らかです。一度漏れた情報は、流通売買されたりして取り返しがつきません。私は、国に対してマイナンバー制度の実施中止を強く働きかけるべきであります。そして、共通番号にひもづけする情報をできるだけ限定させること。2つ目には、自治体等個人情報を管理する諸機関から情報を流出させないように監視すること。3点目には、個人情報の管理が適切かどうかを検証することなど強く求めておきたいと思います。

以上で私はマイナンバー制度に伴う、先ほど申し上げた3件の議案に反対したいというふうに思います。

議長（北元 豊君） 次に、賛成者の討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北元 豊君） これをもって討論を終結致します。

これより採決致します。

採決は分離して行います。

まず、議案第44号損害賠償の額を定めることについての件を採決致します。

本案に対する委員長報告は可決であります。

これより起立により採決致します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（北元 豊君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第45号竹原市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例案の件を採決致します。

本案に対する委員長報告は可決であります。

これより起立により採決致します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（北元 豊君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第46号竹原市税条例の一部を改正する条例案の件を採決致します。

本案に対する委員長報告は可決であります。

これより起立により採決致します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（北元 豊君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第48号竹原市職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例案の件を採決致します。

本案に対する委員長報告は可決であります。

これより起立により採決致します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（北元 豊君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第49号竹原市個人情報保護条例の一部を改正する条例案の件を採決致します。

本案に対する委員長報告は可決であります。

これより起立により採決致します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（北元 豊君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第52号平成27年度竹原市一般会計補正予算（第2号）の件を採決致します。

本案に対する委員長報告は可決であります。

これより起立により採決致します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

議長（北元 豊君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第2

議長（北元 豊君） 日程第2，議案第47号竹原市手数料条例の一部を改正する条例案から議案第54号平成27年度竹原市介護保険特別会計補正予算（第1号）までの3件を一括議題と致します。

本件は民生産業委員会に付託となっていたものであります。よって、委員長の報告を求めます。

4番高重民生産業委員長。

民生産業常任委員会委員長（高重洋介君） 民生産業委員会委員長報告を申し上げます。

今定例会で当委員会に付託されました案件は、議案第47号竹原市手数料条例の一部を改正する条例案，議案第53号平成27年度竹原市国民健康保険特別会計補正予算（第1号），議案第54号平成27年度竹原市介護保険特別会計補正予算（第1号）の3件であります。

当委員会は、去る9月10日，17日の2日間にわたり委員会を開催し、慎重審査した結果、議案第47号竹原市手数料条例の一部を改正する条例案は、採決の結果、賛成多数により原案を可決致しました。

続きまして、議案第53号平成27年度竹原市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）と議案第54号平成27年度竹原市介護保険特別会計補正予算（第1号）は、採決の結果、2議案とも全会一致で原案を可決致しました。

以上で委員会報告と致します。

議長（北元 豊君） 報告が終わりました。

これより委員長報告に対する一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（北元 豊君） これをもって質疑を終結致します。

これより一括討論には入ります。

松本議員。

13番（松本 進君） 私は、議案第47号に反対をしたいと思います。

この議案についても、先ほどのマイナンバー制度に伴って、竹原市として手数料条例を改定するという内容になっております。

反対理由としては、先ほど第45号議案で申し上げたとおりであります。

以上です。

議長（北元 豊君） 次に、賛成の討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北元 豊君） これをもって討論を終結致します。

これより採決致します。

採決は分離して行います。

まず、議案第47号竹原市手数料条例の一部を改正する条例案の件を採決致します。

本案に対する委員長報告は可決であります。

これより起立により採決致します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（北元 豊君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第53号平成27年度竹原市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の件を採決致します。

本案に対する委員長報告は可決であります。

これより起立により採決致します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（北元 豊君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第54号平成27年度竹原市介護保険特別会計補正予算（第1号）の件を採決致します。

本案に対する委員長報告は可決であります。

これより起立により採決致します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

議長（北元 豊君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第3

議長（北元 豊君） 日程第3，報告第6号竹原市の健全化判断比率及び資金不足比率についてを議題と致します。

提出者の説明を求めます。

総務部長。

総務部長（中川隆二君） ただいま議題となりました報告第6号について御説明申し上げます。

議案書1ページ，補足説明書2ページをお願い致します。

本件は，地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により，本市の健全化判断比率及び資金不足比率について，監査委員の意見をつけて議会へ報告するものであります。

まず，健全化判断比率のうち，実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては，実質収支が黒字であり，比率なしとなっております。実質公債費比率につきましては7.5%となっております，将来負担比率につきましては36.9%となっております。

次に，資金不足比率につきましては，水道事業及び公共下水道事業ともに資金不足額がないため，比率なしとなっております。

なお，これらの比率が早期健全化基準を上回る場合，財政健全化計画の策定や外部監査等が必要となりますが，本市の比率につきましては，いずれもこれを下回っております。どうぞよろしくお願い致します。

議長（北元 豊君） 質疑に入りますが，ただいまのところ通告がありません。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（北元 豊君） これをもって質疑を終結致します。

日程第4・日程第5

議長（北元 豊君） 日程第4，議案第50号平成26年度竹原市歳入歳出決算認定につ

いて及び日程第5，議案第51号平成26年度竹原市水道事業決算認定についての2件を一括議題と致します。

提出者の説明を求めます。

総務部長。

総務部長（中川隆二君） ただいま議案となりました議案のうち、私からは議案第50号につきまして御説明申し上げます。

議案書では49ページ，その他，別冊の決算の大要説明書を御参照ください。

平成26年度の竹原市一般会計及び特別会計の歳入歳出決算については，地方自治法第233条第2項の規定により監査委員の審査に付したところ，平成27年8月21日付をもちまして審査意見書を提出して頂きましたので，同条第3項の規定により議会の認定に付するものであります。

以下，各会計の決算の概要を御説明致します。

一般会計決算から御説明致します。

歳入決算額は121億5,557万2,000円で，予算現額に対する収入割合は95.2%，また歳出決算額は120億576万6,000円で，予算現額に対する執行率は94.0%であります。したがって，歳入歳出差し引き額は1億4,980万6,000円となり，このうち3,651万2,000円を平成27年度に繰り越すべき財源と致しております。

まず，歳入決算における科目別の主なものの概要であります。市税につきましては，予算現額37億8,638万9,000円に対し，決算額は37億9,491万7,000円となり，予算現額に対し100.2%の収入率となっております。また，調定額40億8,226万円に対する収納率は93.0%であり，なお多額の収入未済額がありますので，今後とも収納率の向上に努めてまいります。

地方交付税につきましては，予算現額24億7,454万4,000円に対し，決算額は25億7,247万3,000円となっております。普通交付税の決算額につきましては20億9,454万4,000円，特別交付税の決算額につきましては4億7,792万9,000円となっております。前年度と比較すると，普通交付税は8,370万4,000円，特別交付税は183万3,000円の増となっております。

分担金及び負担金につきましては，予算現額2億3,047万4,000円に対し，決算額は2億1,928万2,000円となっております。また，調定額2億2,505万

8,000円に対する収納率は97.4%で、収入未済額は533万1,000円となっております。その主なものは保育所負担金であり、今後とも収納率の向上に努めてまいります。

使用料及び手数料につきましては、予算現額1億2,253万2,000円に対し、決算額は1億2,243万6,000円となっております。また、調定額1億4,097万円に対する収納率は86.9%で、収入未済額は1,667万9,000円となっております。その主なものは住宅使用料であり、今後とも収納率の向上に努めてまいります。

国庫支出金につきましては、予算現額18億5,092万9,000円に対し、決算額は16億7,636万5,000円となっておりますが、1億4,801万1,000円について繰越明許費の特定財源として翌年度へ繰り越しておりますので、予算現額との差は2,655万3,000円になります。

県支出金につきましては、予算現額10億6,033万9,000円に対し、決算額は10億2,799万1,000円となっておりますが、2,039万円について繰越明許費の特定財源として翌年度へ繰り越しておりますので、予算額との差は1,195万8,000円になります。

繰入金につきましては、予算現額5億1,380万8,000円に対し、決算額は2億4,372万7,000円となっております。これは財政調整基金繰入金2億6,763万8,000円の減などによるものであります。

市債につきましては、予算現額14億1,758万7,000円に対し、決算額は12億3,838万7,000円となっておりますが、1億1,490万円について繰越明許費の特定財源として翌年度へ繰り越しておりますので、予算額との差は6,430万円になります。

次に歳出であります。予算現額127億7,236万5,000円に対し、決算額は120億576万6,000円となっております。予算現額のうち3億2,215万3,000円を繰越明許費として翌年度へ繰り越しておりますので、これを予算現額から差し引いた後の執行率は96.4%になります。

この歳出決算の科目別不用額500万円以上の費目について、その概要を御説明致します。

議会費につきましては、予算現額1億5,863万8,000円に対し、決算額は1億5,668万1,000円となり、不用額は195万7,000円であります。

総務費につきましては、予算現額14億5,845万7,000円に対し、決算額は13億4,897万3,000円となり、翌年度へ7,076万5,000円を繰り越しておりますので、不用額は3,871万9,000円であります。これは、一般管理費において光熱水費や消耗品費などの需用費529万3,000円の減が主なものであります。

民生費につきましては、予算現額48億8,276万9,000円に対し、決算額は47億2,327万9,000円となり、翌年度へ520万6,000円を繰り越しておりますので、不用額は1億5,428万4,000円であります。これは、社会福祉総務費において国民健康保険特別会計や介護保険特別会計への繰出金5,386万1,000円、障害者福祉費において介護給付費などの扶助費2,904万円、生活保護費において生活扶助や医療扶助等の扶助費3,061万9,000円の減が主なものであります。

衛生費につきましては、予算現額8億8,681万1,000円に対し、決算額は8億4,474万8,000円となり、不用額は4,206万3,000円であります。これは、予防費において日本脳炎などの予防接種委託料1,005万9,000円、環境衛生費において合併処理浄化槽設置整備事業などに対する補助金827万4,000円の減が主なものであります。

労働費につきましては、予算現額1億4,645万円に対し、決算額は6,581万7,000円となり、翌年度へ970万円を繰り越しておりますので、不用額は7,093万3,000円であります。これは、労働諸費において金融機関への貸付金7,000万円の減が主なものであります。

農林水産業費につきましては、予算現額2億6,403万1,000円に対し、決算額は2億4,480万3,000円となり、翌年度へ1,188万8,000円を繰り越しておりますので、不用額は734万円であります。

商工費につきましては、予算現額5億3,996万2,000円に対し、決算額は4億9,238万1,000円となり、翌年度へ4,600万円を繰り越しておりますので、不用額は158万1,000円であります。

土木費につきましては、予算現額12億7,626万5,000円に対し、決算額は12億340万5,000円となり、翌年度へ1,917万3,000円を繰り越しておりますので、不用額は5,368万7,000円であります。これは、港湾建設費において県営港湾整備事業への負担金1,172万円、公共下水道事業費において公共下水道事業特別会計への繰出金1,152万7,000円の減が主なものであります。

消防費につきましては、予算現額5億1,018万2,000円に対し、決算額は4億9,433万6,000円となり、不用額は1,584万6,000円であります。

教育費につきましては、予算現額16億1,987万1,000円に対し、決算額は14億1,755万3,000円となり、翌年度へ1億5,262万1,000円を繰り越しておりますので、不用額は4,969万7,000円であります。これは、小学校の学校管理費において学校施設耐震化などに係る工事請負費1,770万7,000円の減が主なものであります。

災害復旧費につきましては、予算現額4,510万4,000円に対し、決算額は3,531万3,000円となり、翌年度へ680万円を繰り越しておりますので、不用額は299万1,000円であります。

公債費につきましては、予算現額9億8,026万1,000円に対し、決算額は9億7,847万7,000円となり、178万4,000円の不用額であります。

なお、地方自治法第203条の2の規定により、実質収支1億1,329万4,000円のうち6,000万円を基金へ繰り入れております。

次に、国民健康保険特別会計について御説明致します。

歳入につきましては、予算現額37億6,288万6,000円に対し、決算額は36億7,502万6,000円となり、8,786万円の減となっております。

国民健康保険税の収納状況につきましては、調定額9億2,254万3,000円に対し、決算額が6億9,524万9,000円となり、収納率は75.4%で、収入未済額は1億7,689万9,000円となっております。国民健康保険税が保険給付の主要な財源になることを踏まえ、今後も保険財政安定化のため、収納率の向上に努めてまいります。

歳出につきましては、予算現額37億6,288万6,000円に対し、決算額は36億6,575万7,000円となり、執行率は97.4%で、不用額は9,712万9,000円あります。これは、一般被保険者及び退職被保険者の療養給付費が見込みより減となったことに伴う負担金4,588万7,000円、一般被保険者の高額療養費が見込みより減となったことに伴う負担金1,237万6,000円、高額医療費共同事業拠出金が見込みより減となったことに伴う負担金707万円の減が主なものであります。

以上により、実質収支は926万9,000円の黒字決算になります。

なお、地方自治法第233条の2の規定により、実質収支926万9,000円のうち

465万円を基金へ繰り入れております。

次に、貸付資金特別会計について御説明致します。

歳入につきましては、予算現額1,365万9,000円に対し、決算額は1,146万4,000円となり、219万5,000円の減となっております。そのうち、貸付金元利収入につきましては、調定額5,876万9,000円に対し、決算額が1,146万4,000円となり、収入未済額は3,465万1,000円となっております。今後とも収納率の向上に努めてまいります。

歳出につきましては、予算現額1,365万9,000円に対し、決算額は1,146万4,000円となり、執行率は83.9%で、不用額は219万5,000円であります。

以上により、歳入歳出同額の決算となります。

次に、港湾事業特別会計について御説明致します。

歳入につきましては、予算現額5,082万5,000円に対し、決算額は5,066万4,000円となり、16万1,000円の減となっております。

歳出につきましては、予算現額5,082万5,000円に対し、決算額は4,268万5,000円となり、執行率は84.0%で、不用額は814万円であります。

以上により、実質収支は797万9,000円の黒字決算になります。

次に、公共下水道事業特別会計について御説明致します。

歳入につきましては、予算現額7億9,512万4,000円に対し、決算額は7億3,522万1,000円となっておりますが、国庫支出金2,200万5,000円、市債2,310万円について、繰越明許費の特定財源として翌年度へ繰り越しておりますので、予算額との差は1,479万8,000円になります。

下水道受益者分担金及び負担金の収納状況につきましては、調定額1,065万2,000円に対し、決算額が968万1,000円となり、収納率は90.9%で、収入未済額は95万9,000円となっております。

また、下水道使用料の収納状況につきましては、調定額5,879万8,000円に対し、決算額が5,757万7,000円となり、収納率は97.9%で、収入未済額は122万1,000円となっております。

歳出につきましては、予算現額7億9,512万4,000円に対し、決算額は7億3,522万1,000円となり、翌年度へ4,510万5,000円を繰り越しており

ますので、執行率は98.0%で、不用額は1,479万8,000円であります。これは公共下水道事業の建設費において、面整備などに係る工事請負費572万4,000円の減が主なものであります。

以上により、歳入歳出同額の決算となります。

次に、公共用地先行取得事業特別会計について御説明致します。

本会計につきましては、公共用地の先行取得を必要とする事態が生じた場合に対応するためのものであります。平成26年度においてはそのような事態が生じなかったため活用しなかったものであります。

次に、介護保険特別会計について御説明致します。

歳入につきましては、予算現額33億4,141万7,000円に対し、決算額は32億9,968万3,000円となり、4,173万4,000円の減となっております。

介護保険料の収納状況につきましては、調定額6億3,643万円に対し、決算額が6億2,569万3,000円となり、収納率は98.3%で、収入未済額は827万4,000円となっております。介護保険料は保険給付の財源の一部となるものであり、被保険者間における公平負担の観点からも収納率の向上に努めてまいります。

歳出につきましては、予算現額33億4,141万7,000円に対し、決算額は32億7,025万2,000円となり、執行率は97.9%で、不用額は7,116万5,000円であります。これは、居宅または施設などの介護サービス給付費に係る負担金4,714万8,000円、介護予防サービス給付費に係る負担金731万3,000円の減が主なものであります。

以上により、実質収支は2,943万1,000円の黒字決算になります。

なお、地方自治法第233条の2の規定により、実質収支2,943万1,000円のうち1,500万円を基金へ繰り入れております。

次に、後期高齢者医療特別会計について御説明致します。

歳入につきましては、予算現額4億2,217万4,000円に対し、決算額は4億1,979万8,000円となり、237万6,000円の減となっております。

後期高齢者医療保険料の収納状況につきましては、調定額2億9,839万4,000円に対し、決算額が2億9,665万6,000円となり、収納率は99.4%で、収入未済額は136万7,000円となっております。後期高齢者医療保険料は保険給付の財源の一部となるものであり、被保険者間における公平負担の観点からも収納率の向上に努

めてまいります。

歳出につきましては、予算現額4億2,217万4,000円に対し、決算額は4億1,892万2,000円となり、執行率は99.2%で、不用額は325万2,000円であります。

以上により、実質収支は87万6,000円の黒字決算になります。

以上、各会計について決算の概要を御説明申し上げましたが、平成26年度普通会計の歳出決算規模は、国の経済対策に係る事業が減少したことなどにより、前年度と比較して3.2%の減少となりました。

収支の状況につきましては、実質収支は昨年度に引き続き黒字となったものの、実質単年度収支は、単年度収支が減少したことに加え、財政調整基金の取り崩し額を単年度収支から差し引くと赤字となりました。

また、地方公共団体の財政の健全化に関する法律で算定及び公表が義務づけられた健全化判断比率など各種財政指標は、引き続き良好な値を示しているものの、経常収支比率につきましては経常的支出の増加が経常的収入の増加を上回ったことから、前年度と比較して4.0ポイント上昇しております。

このような厳しい財政状況におきましても、監査委員の審査意見に配慮しつつ、計画的で効率的な財政運営を推進し、引き続き持続可能な財政基盤の確立に向けた取組を進めてまいります。どうぞよろしくお願い致します。

議長（北元 豊君） 公営企画部長。

公営企業部長（宮地憲二君） ただいま議題となりました議案のうち、私からは議案第51号につきまして御説明申し上げます。

議案書51ページ、議案参考資料48ページをお願い致します。

平成26年度竹原市水道事業決算の内容につきましては、去る7月28日、監査委員の審査が終了致しましたので、ここに監査委員の審査意見書及び各種参考資料を添えて、地方公営企業法第30条第4項の規定により議会の認定を求めるものであります。

決算の概要であります。まず損益勘定について申し上げますと、消費税計算に伴う税込み額で、収入総額9億4,159万7,000円に対し、支出総額8億7,512万4,000円で、差し引き6,647万3,000円の当年度利益を算出しておりますが、税抜き額で申しますと、収入総額8億8,434万円に対し、支出総額8億3,467万4,000円で、差し引き4,966万5,000円の当年度純利益を算出致してお

ります。

その内訳と致しましては、まず収益であります。一般用では、前年度と比較し9万3,711立方メートル減少、また工業用水については13万9,787立方メートル増加したことにより、給水収益全体で、前年度に比較して税抜き額で1,099万4,000円の増額となっております。

次に、支出につきましては、前年度に比較して費用が増加したものは、税抜き額で職員給与費2,665万7,000円、修繕費592万3,000円、動力費264万円、減価償却費885万2,000円、資産減耗費110万円、公営企業会計制度改正に伴う特別損失9,214万1,000円などであり、一方、前年度に比較して費用が減少したものは、税抜き額で賃借料153万6,000円、受水費146万2,000円、材料費255万5,000円、支払利息及び企業債取扱諸費224万3,000円などとなっております。前年度と比較し、1億2,343万9,000円の費用増となっております。1立方メートル当たりの給水原価につきましては133円54銭で、前年度と比較して2円35銭の減少となっております。

次に、資本勘定について申し上げますと、税込み額で収入総額1,707万8,000円に対し、支出総額3億2,082万円で、差し引き3億374万3,000円の不足を生じておりますが、この補填財源と致しましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,614万6,000円、過年度分損益勘定留保資金3,903万5,000円及び当年度分損益勘定留保資金1億6,688万9,000円、減債積立金3,000万円、建設改良積立金5,157万1,000円で補填経理を致しました。

資本的支出の主な事業内容を申し上げますと、宮脇水源地導水管布設替え工事及びポンプ取りかえ及び制御盤改修工事及び配水池水位計、流量計取りかえ及び防雷システム設置工事及びテレメーター設置工事をはじめ、漏水防止対策及び老朽施設の更新事業の実施、ポンプ施設老朽配水管の布設替えなど水源設備整備及び給水設備整備等、総額1億9,530万7,000円の工事を施工し、市内全般にわたり円滑な給水体制の確保に努めてまいりました。その他、委託料983万円、企業債償還金9,680万7,000円、固定資産購入費231万4,000円をそれぞれ支出経理致しました。

次に、資本的収入の主なものにつきましては、消火栓設置費負担金300万円、竹原工業・流通団地負担金1,145万8,000円、都市計画道路忠海中央線道路改良工事に伴う配水管移設工事262万円をそれぞれ収入経理致しております。

以上、収益的収支及び資本的収支の概要を御説明致しました。

次に、財政状態につきましては、貸借対照表の内容を申し上げますと、負債合計16億178万1,000円、資産合計32億4,810万7,000円、合わせて負債資本合計48億4,988万8,000円となっております。

次に、監査委員より御指摘、要望のありました事項につきましては、これに配慮しつつ、公営企業の基本原則であります経済性を常に発揮するよう取組を進めてまいります。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願い致します。

議長（北元 豊君） ただいま議題となっております2件について、これより一括質疑に入りますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北元 豊君） これをもって質疑を終結致します。

ただいま議題となっております日程第4、議案第50号平成26年度竹原市歳入歳出決算認定について及び日程第5、議案第51号平成26年度竹原市水道事業決算認定についての2件は、6名の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査にすることに致したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北元 豊君） 御異議なしと認めます。よって、議案第50号平成26年度竹原市歳入歳出決算認定について及び議案第51号平成26年度竹原市水道事業決算認定についての2件は、6名の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査とすることに決しました。

お諮り致します。

ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任については、竹原市議会委員会条例第8条第1項の規定により、議長において、1番今田佳男議員、2番竹橋和彦議員、5番堀越賢二議員、7番井上美津子議員、9番道法知江議員、13番松本進議員、以上6名を指名致したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北元 豊君） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名致しました6名を決算特別委員会委員に選任することに決しました。委員の皆様、よろしくお願い致します。

お諮り致します。

本日議決されました各案件につきましては、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北元 豊君） 御異議なしと認めます。よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定致しました。

以上をもって今期定例会に付議された案件は全て議了致しました。よって、平成27年第3回竹原市議会定例会を閉会致します。

午前11時25分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成28年2月12日

竹原市議会議長 北元 豊

竹原市議会議員 井上 美津子

竹原市議会議員 川本 円